（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正）

第二百九十五条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「三十日」を「三月」に改める。

第十四条第一項中「第十二条第二項」を「第十一条第三項又は第十二条第二項」に改める。

第十七条第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）

第二百九十六条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

（都市計画法の一部改正）

第二百九十七条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「これに係る不作為（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第二項に規定する不作為をいう。）」を「その不作為」に、「不服がある者」を「ついての審査請求」に、「審査請求をすることができる」を「するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

第五十条第二項中「前項」を「前項前段」に、「を受理した場合」を「がされた場合」に、「審査請求を受理した日」を「当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）」に改め、同条第三項中「行なう場合においては」を「行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

第五十一条第一項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第二十二条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に改め、「審査請求」の下に「又は再調査の請求」を加える。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　削除

第七十八条第一項及び第七項中「第五十条第一項」を「第五十条第一項前段」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第二百九十八条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項を次のように改める。

4　前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第五十三条第二項中「及び同条第三項」を「から同条第四項までの規定」に、「同項中」を「同条第三項中」に改める。

第五十八条第三項中「第十六条第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第十六条及び」に改める。

第百二十四条第二項中「第三項」の下に「並びに第百二十八条第二項」を加える。

第百二十七条中「については、行政不服審査法による不服申立て」を「又はその不作為については、審査請求」に改める。

第百二十八条第一項中「行政不服審査法による」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、都道府県知事又は国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、それぞれ組合若しくは再開発会社又は独立行政法人都市再生機構の上級行政庁とみなす。

（タクシー業務適正化特別措置法の一部改正）

第二百九十九条　タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「した」を「行う」に改め、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録実施機関の上級行政庁とみなす。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第三百条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の二十二中「した」を「行う」に改め、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、海上保安庁長官は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録確認機関の上級行政庁とみなす。

第十九条の二十中「した」を「行う」に改め、「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第十九条の四十七第二項中「前項」を「法定検査又は前項」に改める。

第四十二条の二十九中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項並びに第四十七条の規定の適用については、指定海上防災機関の上級行政庁とみなす。

（新都市基盤整備法の一部改正）

第三百一条　新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「又はその不作為については、審査請求」に改め、同条第二項中「第二章第三節」を「前章第三節」に改め、「行政不服審査法による」を削る。

（都市緑地法の一部改正）

第三百二条　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に改め、「審査請求」の下に「又は再調査の請求」を加える。